

(別 紙)

諮詢番号：平成29年（処分）諮詢第1号

答申番号：平成29年答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による市民税・県民税減免取消処分についての平成28年12月27日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 平成28年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、平成28年度市県民税減免申請書（以下「減免申請書」という。）を交付した。
- 2 平成28年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対し、減免申請書を提出した。減免申請書には「前勤務先を退職してから求職活動を行っているが、良い条件の職が見つからず、又、1ヶ月近く収入がない状態の為、納税が難しい。」と記載されていた。
- 3 平成28年〇月〇日、処分庁は、審査請求人の失業を理由として、審査請求人に対し、第2期分から第4期分まで減免を適用する賦課決定処分を行った。
- 4 平成28年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対し、9月末に再就職したと申し出した。
- 5 平成28年〇月〇日、処分庁は、審査請求人の再就職を理由として、審査請求人に対し、第3期分及び第4期分に対し適用されていた減免を取り消す処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 平成28年12月27日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 1年間の2ヶ月近くも収入が全く無い状態であったのは事実である。再就職先は非正規雇用であり、不安定な収入である。にも関わらず、失業減免を取り消され、減免前後の納税額に差がない。生活を圧迫される。
- (2) よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) 本件処分は、西宮市市税条例施行規則（昭和39年西宮市規則第34号。以下「規則」という。）第14条第6項第5号の減免事由が消滅したため、同条第5項の規定に基づき、納期限が未到来であった第3期及び第4期の納期分について減免を取り消したものである。
- (2) 審査請求人に対しては、規則第14条第6項第5号（失業等による生活困窮で納税が著しく困難となった者）の規定に該当するとし、納期限が未到来であった第2期分から第4期分までについて減免を適用していたが、平成28年9月に再就職し、収入を得るに至ったことから、減免事由は消滅しているものと認め、その時点以降の納期限（第3期及び第4期）に係る減免を適用を取り消したものである。
- (3) よって、本件処分は妥当であるため、本件審査請求を棄却することが適当である。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

##### 2 理由

- (1) 本件処分に当たり審査請求人の無収入期間や雇用形態を考慮する必要があるか  
ア 審査請求人は、審査請求人の離職を原因として市民税及び県民税の減免処分を受けた後、同人が就職したことにより、上記減免処分の一部を取り消す本件処分は、1年のうちの2ヶ月について無収入であり、また再就職先も非正規雇用で収入が不安定であるため、生活を圧迫される、という理由で、本件処分の取消しを求めている。

そこで、処分庁が本件処分を行うに当たり、審査請求人が無収入であった期間や再就職後の雇用形態について考慮すべきであるか否かについて検討する。

- イ 市民税の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条の規定により条例の定めるところによるとされているところ、これを受けた西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）第34条の文言からすると、減免の基準、手続等をどのように定めるかについては、法及び条例の規定の範囲内において処分庁の裁量に委ねられているといえる。

また、減免理由が消滅した場合における減免の取消しの規定を定めることや、取消しの基準をどのように定めるかについても勿論、処分庁の裁量に委ねられ

ているといえる。

ウ そして、市民税の減免について具体的に定めた規則第14条では、同条第5項において、減免事由が消滅した日以後に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免を取り消すことができる、と規定するのみであって、減免の取消しに当たり、無収入であった期間や再就職後の雇用形態について考慮すべきことを定める規定は存在しない。

エ よって、本件処分に当たり、審査請求人が無収入であった期間や再就職後の雇用形態について考慮する必要はなく、この点において本件処分は、違法又は不当とはならない。

#### (2) 本件処分における減免取消の額について

審査請求人は、「失業減免を取り消され、減免前後の納税額に差がない」と主張するが、減免前の市県民税の額と本件処分（減免一部取消）後の市県民税の額を比較して検討すると、減免前の市県民税の額（〇〇〇〇円）と本件処分（減免の一部取消）後の市県民税の額（〇〇〇〇円）には、10,000円の差があり、当初の審査請求人に係る平成28年度市県民税（第2期から第4期まで）の所得割の額である〇〇〇〇円と比較すれば、18%が減額されていることとなり、減免前後の納税額に差がないとはいえない。

また、本件処分は、規則第14条及び別表第1に定める算定方法に従い適正になされており、何ら違法又は不当な点はない。

#### (3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 審査請求人の主張について

審査請求人は、同人の離職を原因として市民税及び県民税の減免処分を受けた後、同人の就職を理由として、上記減免処分の一部を本件処分により取り消されたことについて、1年のうちの2ヶ月について無収入であり、また再就職先も非正規雇用で収入が不安定であるのに、本件処分により減免前後の税額に差がなくなり、生活が圧迫されるとして、本件審査請求をしたことが認められる。

#### 2 本件処分に当たり審査請求人の無収入期間や雇用形態を考慮する必要があるか

市民税の減免については、法第323条の規定により条例の定めるところによるとされているところ、これを受けた条例第34条の文言からすると、減免の基準、手続等をどのように定めるかについては、法及び条例の規定の範囲内において処分庁の裁量に委ねられており、また、減免理由が消滅した場合における減免の取消しの規定を定めることや、取消しの基準をどのように定めるかについても勿論、処分庁の裁量に委ねられているものと認められる。

そして、市民税の減免について具体的に定めた規則第14条では、同条第5項において、減免事由が消滅した日以後に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免を取り消すことができる、と規定するのみであって、減免の取消しに当たり、無収入であった期間や再就職後の雇用形態について考慮すべきことを定める規定は存在しない。

よって、審理員意見書のとおり、本件処分に当たり、審査請求人が無収入であった期間や再就職後の雇用形態について考慮する必要はなく、この点において本件処分は、違法又は不当な点ないと認められる。

### 3 本件処分における減免取消の額について

審査請求人は、「失業減免を取り消され、減免前後の納税額に差がない」と主張するが、審理員意見書のとおり、減免前の市県民税の額と本件処分（減免一部取消）後の市県民税の額を比較して検討すると、減免前の市県民税の額（○○○○円）と本件処分（減免の一部取消）後の市県民税の額（○○○○円）には、10,000円の差があり、減免前後の納税額に差がないとはいはず、また、本件処分は、規則第14条及び別表第1に定める算定方法に従い適正になされていることから、本件処分における減免取消の額について違法又は不当な点ないと認められる。

### 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分には、他に違法又は不当な点ないと認められる。

### 5 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成29年4月10日	—	諮詢書を受理
平成29年4月26日	第8回審査会	諮詢内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年5月26日	第9回審査会	諮詢内容の検討及び答申に向けての協議

平成29月6月20日	第10回審査会	諸問内容の検討及び答申案の審議
平成29月7月7日	—	答申

西宮市行政不服審査会

会長 藤本久俊  
 委員 近藤剛史  
 委員 前田雅子